４　若手会員支援

**(1) 若手会員の問題状況**

弁護士人口の増大と社会経済情勢の変化に伴い、弁護士会における若手会員に対する取組の重要性が指摘されている。具体的には、新規登録弁護士の就職問題、法曹の質に関する議論、いわゆる即時独立・早期独立によるOJT不足や孤立化の問題、会務・会派離れなどの指摘である。

基本的人権の尊重と社会正義の実現を使命として弁護士自治を与えられた弁護士会においては、若手会員に対する諸問題への取り組みは、単に職能団体における後進養成という観点による支援にとどまらず、上記使命を十分に全うするための社会に対する責務である。

**(2) 新規登録弁護士の就職問題**

近時の新規登録弁護士の大幅な増加により、いわゆる就職困難問題が生じていることが指摘されている。司法制度改革では、弁護士が企業や自治体にも積極的に進出し、法の支配を社会の隅々にまで行き渡らせることが期待されたが、司法基盤の整備の遅れと弁護士増加のスピードが速すぎたことから、若手会員の就職難という問題が発生している。

このような新規登録弁護士の就職難の結果、先輩弁護士に雇用されて実務を通じてじっくりと指導・教育を受けることができる従来のような勤務形態（いわゆるイソ弁型の勤務形態）以外の勤務形態として、執務スペースの提供などの支援があるものの業務受任や収入の保証がない独立採算型の勤務形態による弁護士や、即時又は早期に独立する弁護士が相当数出現するに至っている。

新規登録弁護士の就職対策として、従来より、日弁連の就職説明会のほか、東京三弁護士会では毎年合同の就職説明会を実施し、求人・求職とも多数の参加者を得てきた。新規登録弁護士の増加ペースの鈍化に伴う若干の改善傾向はみられるものの、依然として求人数に対する求職者数が多い状況が続いている。新規登録弁護士の採用に関して需給バランスが均衡していないことは明らかであり、新規登録弁護士の就職対策の観点から、弁護士会としては、引き続き、広報等を通じて、就職説明会に参加する法律事務所及び企業の増加のために努力していかなければならない。

**(3) 若手会員総合支援センター**

東弁は、2014（平成26）年9月に、若手会員総合支援センターを設置した。

若手会員総合支援センターは、弁護士登録5年以内の弁護士会員の業務を総合的に支援することを目的とし、①対象会員に対する弁護士業務支援についての政策の立案及び実施、②対象会員に対する研修制度の拡充、③対象会員に対する開業及び就業の支援などを職務とする。

現在、若手会員総合支援センターでは、50期代、60期代を中心とした若手主体の委員構成により、次の部会構成により積極的に活動している。なお、若手会員の業務支援は、弁護士の活動領域の拡大と密接に関連していることから、若手会員総合支援センターは、同じく2014（平成26）年9月に設置された推進本部と合同の本部会議を開催するなど、連携して活動を行っている。

**①　業務サポート部会**

弁護士業務に役立つ研修の企画・開催、弁護士業務に役立つ情報提供、チューター制度等の業務支援を活動内容とする。

2015（平成27）年9月には、若手会員に対するOJTの機会提供の試みとして、上野松坂屋における無料法律相談会を実施した。これは、若手会員と指導的役割を果たす会員とが一緒に法律相談及び引き続いての事件受任を共同で行うことを通じて若手会員にOJTの機会を提供しようとするものである。無料相談であったことも相まって予定枠を上回る相談者を得て、若手及び相談者のいずれにも好評であったことから、その後同様の方法で以下の無料法律相談会が実施された。本試みは今後の新たな若手支援策の一つの形として、連携先の更なる拡大を含めた前向きな検討が望まれるところである。

(ア)　 2016（平成28）年4月　　西荻窪郵便局

(イ)　 　　　　　　　　 7月　　天祖・諏訪神社

(ウ)　 　　　　　　　　 8月　　寺カフェ代官山

(エ)　 　　　　　　　 10月　　西荻窪郵便局

(オ)　 　　　　　　　 12月　　世田谷区立きたざわ苑（介護施設）

**②　環境支援部会**

若手会員に対する情報発信体制の整備、若手会員の意見を募る体制の整備、若手会員の要望・ニーズ調査等を活動内容とする。

2016（平成28）年7月には、主に会員向けの情報発信ツールとして、研修情報や裁判所・警察署等の関連施設案内、印紙代・養育費その他算定ソフト等を搭載したスマートフォン用アプリケーション「べんとら」をリリースし、同年9月30日時点でダウンロード数は既に3,700件を超え、広く会員に利用されている。

**③　開業・就業支援部会**

開業に役立つ研修の企画・開催、開業に役立つ情報提供、就業に役立つ情報提供、開業・就業支援についての若手会員の要望の調査等を活動内容とする。

2015（平成27）年10月には、東弁版独立開業マニュアルの発刊とともに、「東京で独立開業する。～その日に向けて」と題した独立開業準備に関するセミナーを開催したところ、約200名もの参加者を得た。また、2016（平成28）年11月には、上記セミナーの第2弾として、「東京で独立開業する。～効果的な広告戦略と落とし穴～」と題し、若手会員が関心を寄せるホームページ等を利用した広告の方法とともに広告規制及び非弁提携の実例等を紹介し、約150名の参加者を得た。いずれのセミナーも主に若手会員を中心とした参加者からは好評の感想が聞かれ、独立開業及び業務運営に関する関心の高さが窺われる。

法曹親和会としては、東弁における若手会員総合支援センター及び弁護士活動領域拡大推進本部の活動を支援し、若手会員の業務を支援し、推進していく所存である

**(4) 新規登録弁護士に対するクラス別研修**

東弁は、第65期司法修習生の一斉登録日である2012（平成24）年12月20日以降に入会する会員を対象として、クラス別研修制度を導入した。これは、新規登録弁護士研修における選択項目の集合研修として実施するものであり、各クラスを20名程度(新規登録弁護士研修細則上は30名以下)にて編成し、民事・家事を題材とするテーマをゼミ形式で行うものである。なお、刑事弁護は、必須項目の集合研修として多くの講義が予定されていること、すでに少人数のゼミ方式による経験交流会を含むカリキュラムが別途実施されているためテーマの対象としていない。クラス別研修は、全7回程度を予定し、うち3回以上の出席が義務となる。

クラス別研修制度は、以下の理由から積極的に推進されるべきである。すなわち、近年、司法試験合格者数が増加するとともに、司法研修所のクラスが実務修習地ごとに編成されていることから、若手会員においては、互いに面識のある司法修習同期生の比率が低下している。そのためか明らかではないが、若手会員の弁護士会に対する帰属意識が希薄化しているとの懸念が生じており、若手会員の会務活動への参加率の低下を指摘する声も存在する。この点、クラス制は、弁護士会への入会を契機とする知人・友人を増やすことにより、弁護士会に対する帰属意識の低下を防止し、会務活動への参加率を向上させる一定の効果が見込まれる。また、法科大学院の教育における少人数・双方向の講義について、その有益性が指摘されており、新規登録弁護士研修を少人数のクラス制でディスカッション形式により実施することは、研修効果の向上の観点からも望ましい。

そして、各クラスに世話人が配置されることにより、弁護士会における世代間のつながりを構築するとともに、新規登録弁護士に対する実効性のある支援となり得る。即時独立や早期独立が増加している今日において、若手会員に対し、身近に相談できる先輩弁護士を紹介する機会があることは極めて重要である。

このように、クラス別研修制度においては、①実務に即応した双方向形式の研修の実施、②新規登録弁護士の相互間及び世話人との交流・親睦、③東弁の会務参加の促進という三つの目的が掲げられており、特に②促進のため、東弁は懇親会への補助を年々手厚くしてきている。

各クラスに配置される世話人は、担任(弁護士登録5年目から10年目まで)及び副担任(弁護士登録11年目以上)であるが、新規登録弁護士による自主運営方式を基本とし、所定のテキストを利用する(専門カリキュラムについては、関連委員会から講師が派遣される。)。世話人の人選については、会長指名とするが、担任については各委員会の推薦を募る。副担任については、事実上、会派の推薦を前提としている。クラス別研修がその目的を実現するか否かは、世話人の力量によるところが著しいと考えられ、世話人の人選が極めて重要である。そのため、世話人には、弁護士実務経験、会務活動経験はもとより、人格的にも世話役として適性が高い人材が就任する必要があり、これらの人材を選定するためには、会派の人材発掘・推薦機能が重視されなければならない。法曹親和会としては、クラス別研修制度を積極的に推進する観点から、有意な人材を多数推薦するとともに、これらの世話人による活動を支援していく所存である。

クラス別研修制度は、運用開始から4年間を経て非常に好評を得ている。東弁における成功を参考に、第一東京弁護士会・第二東京弁護士会・大阪弁護士会が類似の制度の導入を行ってきている。法曹親和会としては、多数の世話人を推薦し、また、クラス別研修を受講した65期乃至68期の弁護士が多数所属していることから、クラス別研修の制度・運用の改善に積極的に関与し、より充実したクラス別研修制度を構築していく所存である。